

# 旅行条件書(国内手配旅行)

お申込みの際には、必ずこの旅行条件書を十分にお読みください。

【本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。】

## 1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社富士ツアーリスト(以下、「当社」といいます。)が手配する旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2)当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用(以下「旅行代金」といいます。)の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
- (4)旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客様には旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。お客様が依頼された運送・宿泊機関等が満席、満室等の理由で手配不能となった場合でも原則として取扱料金はお支払いいただきます。

## 2. 旅行の申込みと契約成立時期

- (1)当社は、お客様のご希望による航空券、宿泊券等の手配旅行契約の予約申し込みを電話、ご来店、電子メール、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により受け付けします。
- (2)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、申込金または旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。なお、宿泊券、乗車券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申込みを受け付けることがあります。  
■一部コースで利用する航空運賃が、お申込みいただく時点の航空機の空席状況によって航空運賃が変動する「個人包括旅行運賃」を利用する商品においては、旅行契約締結時にお申込金として旅行代金全額をお支払いいただきます。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- (4)本項(3)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約の成立させることがあります。(ご来店の場合は書面をお渡しした時点、FAXの場合は発信した時点、e-mailの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。)
- (5)申込金は、旅行代金、取消料、旅行業務取扱料金のそれぞれの一部または全部として取り扱いいたします。

## 3. お申し込み条件

- (1)予約時点で15歳以上20才未満の方の旅行の場合は親権者の同意書が必要です。
- (2)旅行のお申込みの際に、慢性疾患をお持ちの方、現在、健康を損なわれている方、動物アレルギーのある方、補助犬をお連れの方やおからだの不自由な方等で特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- (3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社らが判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が当社に対して、暴力的または不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合や風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり、業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面のお渡し

- (1)当社は、手配旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面をお渡します。契約書面は、本旅行条件書、旅行日程表、旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該契約書面をお渡ししない場合があります。
- (2)本項(1)の契約書面をお渡しした場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は当該契約書面に記載するところによります。

## 5. 旅行代金のお支払いと旅行代金の変更

- (1)旅行代金は、当社が指定した期日または契約書面に明示した期日までにお支払いいただきます。
- (2)当社は、旅行開始前において運送機関の運賃・料金の改定、為替相場の変動、著しい経済情勢の変化その他の事由により、旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3)当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金を精算します。

## 6. 契約内容の変更

(1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用および当社所定の変更手続料金を申し受けます。

## 7. 旅行契約の解除

- (1)お客様は、下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。(ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内に受け付けいたします。)
- ア)お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用。
- イ)当社所定の旅行業務取扱料金としての取扱料金、取消手続料金
- (2)当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から、すでにその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて、払い戻しいたします。
- (3)お客様が、当社の指定する期日までに旅行代金を支払われない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (4)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望され、カード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (5)お客様が第3項お申込み条件(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したときは、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (6)本項(3)(4)(5)の場合、すでに受けた旅行サービスの費用および未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用ならびに当社所定の旅行業務取扱料金としての取扱料金、変更手続料金、取消手続料金はお客様の負担とさせていただきます。

## 8. 国内宿泊施設の取消料

- (1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2)旅行手配の完了後に一部人数の変更(減員)については、人数に応じた宿泊機関の定める取消料の他に、当社所定の旅行業務取扱料金として変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- (3)宿泊当日、宿泊券等に記載した人員より減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で「不参加証明書」または「減員証明書」を受けて、お申込み旅行社にお申し出ください。この際に、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引いて払戻しいたします。
- (4)払い戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出ください。
- (5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊目の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

## 9. 航空券の変更手続料金・取消手続料金

(1)発券後の航空券の旅客名変更は、予約を一旦取消後に予約を取りなおすこととなりますので、航空会社の定める取消料の他に、当社所定の旅行業務取扱料金として変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

## 10. 団体・グループ手配

- (1)当社は、同じ旅行日程・コースに同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて、お申込みいただいた場合、当社は、契約責任者が当該団体を構成するお客様(以下「構成者」といいます。)の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体の締結及び解除等の旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者(当該旅行参加者)の名簿を提出していただきます。契約責任者は第16項による第三者者提供が行われることについて、構成者に対して同意をいただいたものとみなします。
- (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当社は、契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

## 11. 添乗員

- (1)当社は、契約責任者の求めにより、添乗員を同行させ、添乗員サービスを提供する場合があります。
- (2)添乗員の行うサービスの内容は、原則として旅行日程上の団体・グループ行動を行うために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- (3)当社が添乗サービスを提供する場合、お客様は旅行業務取扱料金に明示した「添乗サービス料金」と添乗員が団体に同行するために必要な交通費、宿泊費等の旅行費用実費を申し受けます。添乗員サービス料金と添乗員の旅行費用実費は、別紙の旅行条件書又は旅行日程表又は旅行代金見積書に明示します。

## 12. 当社の責任

- (1)当社の責任の範囲は、第1項手配旅行契約(2)に記載した手配行為に限定されます。
- (2)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に

対して通知があった場合に限りです。

- (3)お客様が次に掲げるような理由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(2)の責任を負いません。
- ア)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ)官公署の命令、または伝染病による隔離
  - エ)自由行動中の事故
  - オ)食中毒
  - カ)盗難
  - キ)運送機関の遅延・不通・経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (4)当社は、手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

### 13. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- (3)お客様は、旅行開始後において契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社または手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
- (4)事故等のお申し出について  
旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに現地における当社連絡先にご通知ください。(もし、通知ができない事情がある場合は、その事情がなくなり次第にご通知下さい。)

### 14. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行の申し込みを受ける場合があります。当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由で受け付けできない場合があります。
- (2)通信契約のお申し込みの際し、会員のお客様は「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、通常の旅行契約の旅行条件とは以下の点で異なります。  
ア)当社がお申込みの受諾を電話及びFAXで通知する場合はその通知を発した時に契約成立となります。E-mailで通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に契約成立となります。
- (4)通信契約での「カード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望され、クレジットカードが無効である等、旅行代金等を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、お申し込みをお断りする場合があります。
- (6)通信契約を締結した後に、旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額または、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

### 15. お買い物について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取り等を必ず行ってください。

### 16. 個人情報の取扱い

- (1)当社では、旅行お申込の受け付けに際し、お客様から所定の申込書にて、お申込みいただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービス受領のために必要となる個人情報を、お客様よりすべてご提供いただきます。ご提供いただいたお客様の個人情報(氏名・年齢・住所・電話番号・メールアドレス等)について、お客様とのご連絡に利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で、運送・宿泊機関、保険会社等に対し、電子的方法等により提供いたします。この他、当社らは、①当社ら及び当社らの提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典・サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。また、旅行手配、統計処理等のため業務を委託する場合があります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、年齢、住所、電話番号又はメールアドレス・旅行内容等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。また、その管理は当社が責任をもって行います。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、商品及び催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用していただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称およびプライバシーポリシーについて責任を有する者の氏名、名称は当社ホームページをご参照下さい。「富士ツアーリストホームページ: <https://www.fuji@fujitourist.co.jp>」
- (3) 当社は、旅行先でお客様のお買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を守秘義務契約を締結した土産物店（DFS [免税店]）に提供する場合があります。この場合、お客様の氏名・搭乗日及び搭乗される航空便等にかかわる個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することにより提供します。なお、お申込みいただく際には、これらの個人データの提供について、お客様に同意をいただくものとします。
- (4) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。

#### 17. 約款基準

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約）の定めるところによります。当社の旅行業約款は当社ホームページからご覧になれます。

#### 18. 国内旅行保険への加入について

ご安心してご旅行していただくために、お客様ご自身で国内旅行保険をかけるようにおすすめします。

この旅行条件書は2020年4月に基づきます。（更新日：2020年4月1日）

一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁長官登録旅行業414号 <b>株式会社富士ツアーリスト</b> 沖縄県那覇市前島2-2-7 電話：098-862-3333 FAX：098-861-1571 E-mail：fuji@fujitourist.co.jp
---

# 旅行業務取扱料金表

一般社団法人日本旅行業協会正会員  
 観光庁長官登録旅行業414号  
**株式会社富士ツーリスト**  
 沖縄県那覇市前島2-2-7  
 電話:098-862-3333 FAX:098-861-1571  
 E-mail :fujitourist.co.jp

当社では、お客様のご旅行取扱いに際しまして、旅行業法の定めに基づき、旅行業務取扱料金として下記の料金を申し受けます。

## 国内旅行

(消費税込み)

区分	内容		料金(お一人様あたり)
企画料金	受注型企画旅行の場合	企画書面に明示した料金	旅行費用総額の20%
取扱料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	5人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 3,300円
	宿泊機関のみ手配の場合	5人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の5%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 2,200円
	運送機関のみ手配の場合	1件につき	1件につき 2,200円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合の変更	5人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 2,200円
	運送機関の手配の変更	1件につき	1件につき 3,300円
	宿泊機関の手配の変更	1件につき	1件につき 2,200円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合の取消	5人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の15%
		個人(上記以外の場合)	1件につき 2,200円
	運送機関の手配の取消	1件につき	1件につき 3,300円
	宿泊機関の手配の取消	1件につき	1件につき 2,200円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の通信連絡を行った場合	1件につき	1件につき 3,300円 ※通信費の実費は別
添乗員サービス料金	添乗員サービス	添乗員1人1日につき	22,000円 ※宿泊費、交通費等の旅行費用実費は別
相談料金 (旅行相談)	お客様の旅行計画作成のための相談		基本料金30分まで2,200円 以降30分ごとに2,200円
	旅行日程表の作成	旅行日程表1件につき	1件につき 2,200円
	旅行日程表の作成と旅行と見積もり ※運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	旅行日程表1件につき	1件につき 4,400円
	運送機関の運賃・料金の見積もり	旅行日程表1件につき	1件につき 2,200円
	旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料A4版1枚につき	資料1枚につき 1,100円
	お客様のご依頼による出張相談	上記項目の料金に追加料金	5,500円増し ※交通費は実費は別

注意(1) 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

注意(2) お客様のご希望により、変更または取り消しを行う場合は航空会社、宿泊機関等の定める取消料の他、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

注意(3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(更新日:2020年4月1日)